



環境省

---

# ネイチャーポジティブ経済の実現に向けて

---

令和5年3月7日

環境省 自然環境局



# ネイチャーポジティブ（自然再興）とは

## 2021年6月G7サミット（英国）での「2030年自然協約」

**「2030年までに生物多様性の損失を止め、反転させる」という世界的な使命を確認。**

4つの  
柱

- (1) 移行 = 自然資源の持続可能かつ合法的な利用への移行を主導すること
- (2) 投資 = 自然に投資し、ネイチャーポジティブな経済を促進すること
- (3) 保全 = 野心的な世界目標等を通じたものを含め、自然を保護、保全、回復させること
- (4) 説明責任 = 自然に対する説明責任及びコミットメントの実施を優先すること

⇒ **ネイチャーポジティブ**が、カーボンニュートラルやサーキュラーエコノミーに続く世界の潮流に！

2022年12月 生物多様性条約COP15第二部 @カナダ モントリオール

2030年までの新たな世界目標である

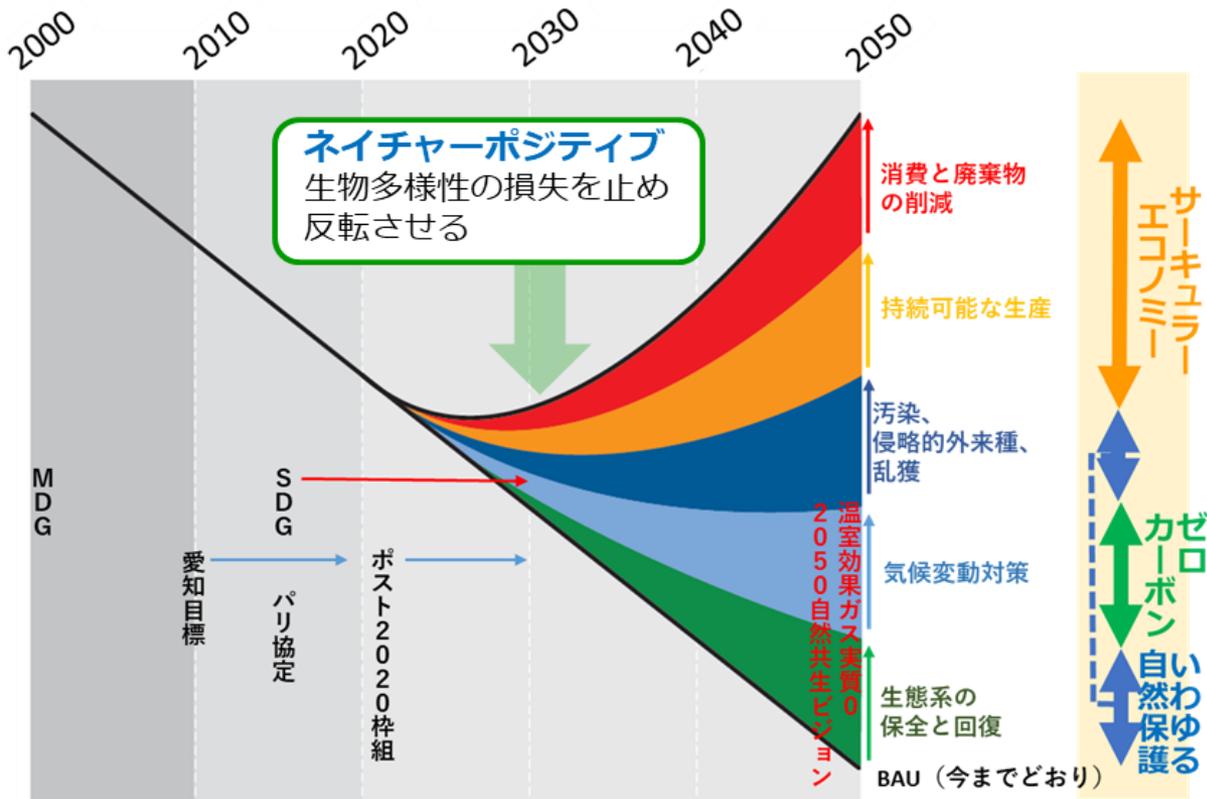
**「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択**

2030年ミッション

**自然を回復軌道に乗せるために**  
**生物多様性の損失を止め、**  
**反転させるための緊急の行動をとる**

# 生物多様性の損失を止め、反転させるためには

- 自然の損失によって**44兆ドル（世界GDPの半分）**が崩壊の危機に。  
出典：世界経済フォーラム（WEF）：The Future of Nature and Business（2020）
- ネイチャーポジティブの実現には、**気候変動対策**や**循環経済への移行**など、**社会経済活動総動員で取り組む**ことが必要。

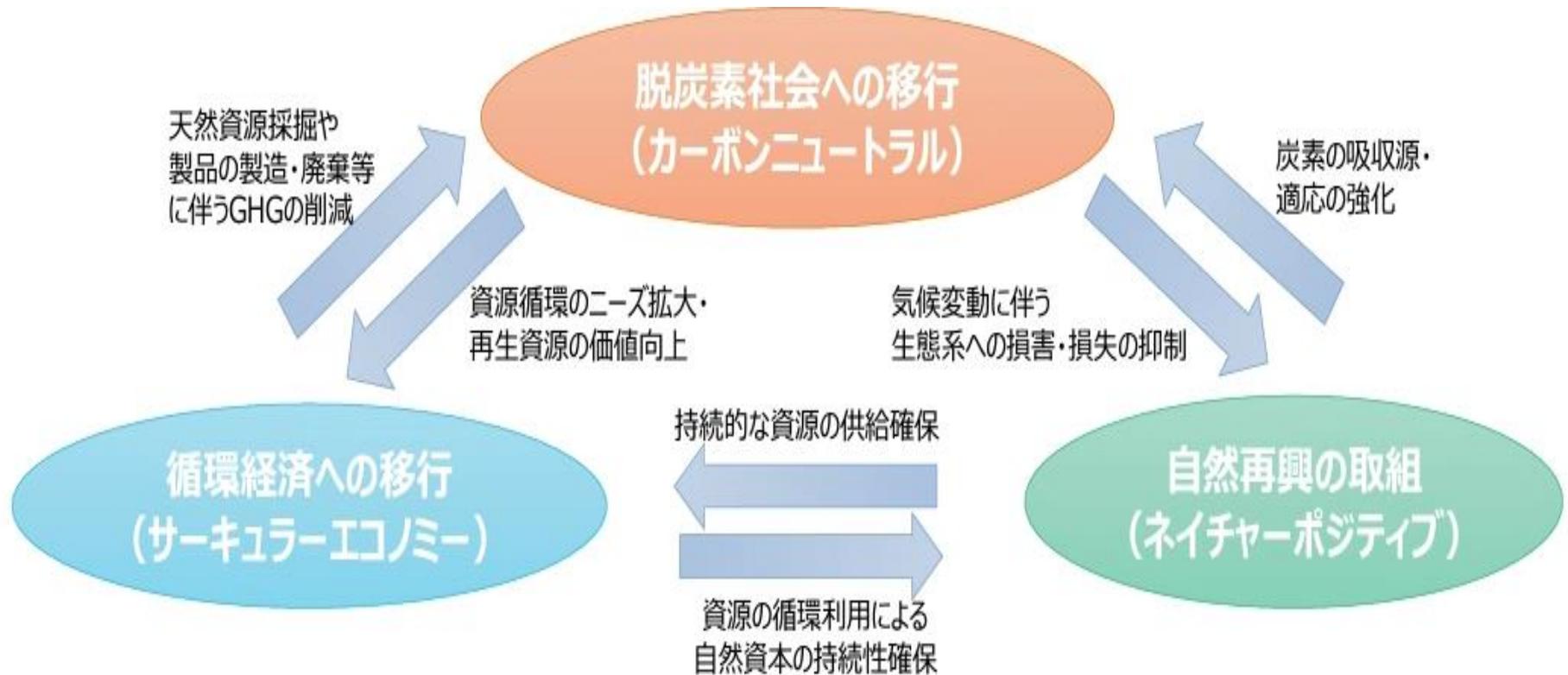


生物多様性の損失を減らし、回復させる行動の内訳

地球規模生物多様性概況第5版GBO5（生物多様性条約事務局2020年9月）

# 気候変動、資源循環との統合的な取組の必要性

- ネイチャーポジティブの取組には、気候変動対策や循環経済への移行とのシナジーもトレードオフもあることから、**3要素を統合的に考えることが肝要。**

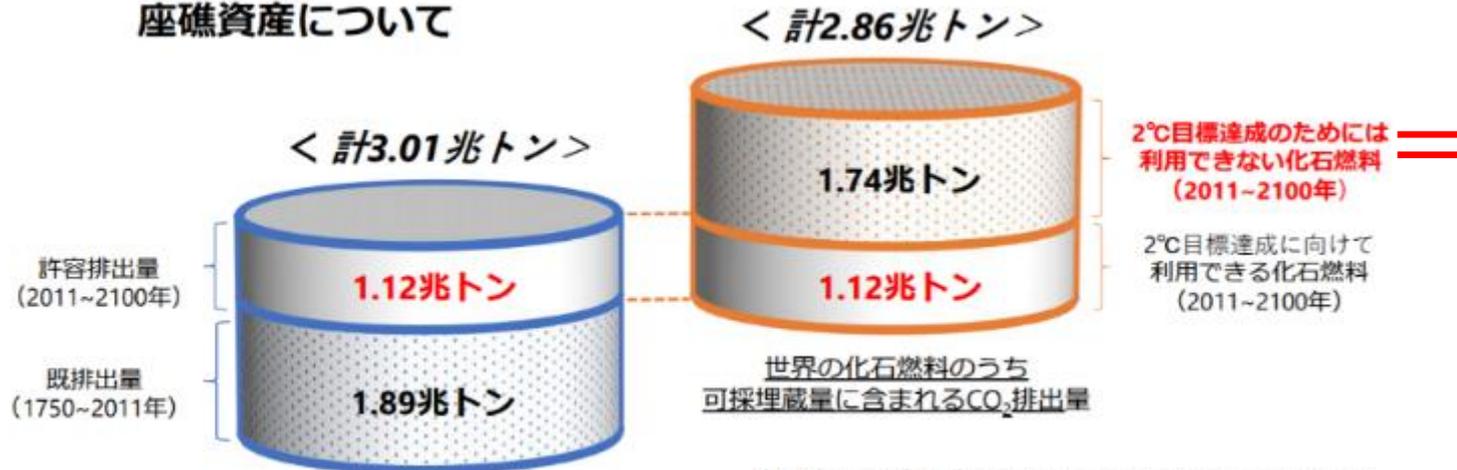


# TCFDからTNFDへ

気候変動対策の分野では、パリ協定での「2℃目標」(2015年当時。現在は1.5℃)という国際合意により、今後掘り出して燃やすことのできる**化石燃料の量に制限**が生まれた。=それを越える投資は「**座礁資産** (※)」 ➡ **情報開示が必要** ➡ **TCFD**

※市場環境や社会環境の激変により、投資額を回収できる見通しが立たなくなってしまった資産

## 座礁資産について



2℃目標を達成するための累積許容CO<sub>2</sub>排出量

(出所) OECD (2015) *Divestment and Stranded Assets in the Low-carbon Transition*. より環境省作成

(環境省「第2回ESG金融ハイレベル・パネル」R2.3.10 参考資料1)

➡ “ネイチャーポジティブ”という国際合意を踏まえ、生物多様性が社会や企業にもたらす影響を把握するため、金融機関主導による情報開示の動き。

➡ 2021年6月 TNFD設立 (自然関連財務情報開示タスクフォース)

← 経団連、金融機関、企業等の約80の団体がTNFDフォーラムに参加 (全世界の約1割)

2023年9月 情報開示枠組の最終版公表予定

# ネイチャーポジティブ経済への移行による新市場の創出

ネイチャーポジティブ経済への移行によって、2030年までに**10兆ドル／年**のビジネスチャンス、**約4億人の雇用**を生み出す。

—世界経済フォーラム（WEF）：The Future of Nature and Business（2020）



- ✓自然は適切に管理されていれば、**社会の長期的な幸福、レジリエンス（回復力）、繁栄の基盤**となる。
- ✓気候変動への対処は必要だが、**生物多様性の喪失に対処するには不十分**。
- ✓絶滅・準絶滅危惧種の約 8 割が直面する危機の原因は、「食糧・土地・海洋の利用」、「インフラ・建設」、「エネルギー・採取」の3つの社会経済システム活動。食い止めるために**抜本的な改革**が必要。
- ✓ネイチャーポジティブ経済への投資と移行で、上記3分野で、
  - ◎ **3億9500万人の雇用創出**
  - ◎ **年間10.1兆ドル(約1150兆円)規模のビジネスチャンス**が見込める。

- ・ ネイチャーポジティブ経済への移行の実現に向け、ビジョンや道筋を明らかにした「**ネイチャーポジティブ経済移行戦略 (仮称)**」を2023年度内に策定する予定。
- ・ TNFD情報開示枠組の国際的な動きも踏まえ、企業による目標設定
- ・ 情報開示に関する**ガイドラインも作成**し、生物多様性に配慮した経営に**取り組む企業を支援**。

## ◎ 「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」 (仮称) の主な枠組 (案)

- ・ 日本におけるNP経済への移行の効果 (経済効果、雇用効果等)
- ・ NP経済への移行により生まれるビジネスチャンス
- ・ NP経済への移行の課題
- ・ 各主体の役割と先進事例等の紹介 など